

新潟県立大学外国語教育センター規程

(平成 25 年 7 月 23 日規程第 1 号)

(平成 29 年 3 月 28 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 7 条第 2 項の規定に基づき、外国語教育センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、新潟県立大学（以下「本学」という。）の学生の外国語学習の動機づけを図り、外国語教育を推進することによって、学生の語学力を向上させることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行うものとする。

- (1) 本学学生の語学学習に対する意欲の向上を図るための業務
- (2) 外国語教育カリキュラムの基本方針の策定及び授業内容に関する業務
- (3) 海外研修の企画・調整に関する業務
- (4) セルフ・アクセス・ラーニングセンター（SALC）（以下「SALC」という）、コンピュータ支援言語学習室（CALL）等を利用した学生の自律学習の奨励と支援に関する業務
- (5) SALCの運営及びSALCで行われる諸活動に関する業務
- (6) 語学資格試験の企画・運営に関する業務
- (7) 外国語学習に関する各種データの分析と報告に関する業務
- (8) その他センターの設置目的の達成に必要な事項に関する業務

(職員)

第 4 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

第 5 条 センター長は、学長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第 6 条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、外国語教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 7 条 委員会は、センター長並びに学長が指名する 8 人以内の教員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、教育研究評議会に報告しなければならない。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第10条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(客員教員等)

第11条 センターの目的を達成するため、センターに客員教授または客員准教授(以下、客員教員等という)を置くことができる。

2 客員教員等の称号の付与については、新潟県立大学客員教員等に関する規程に基づき、学長が行う。

(専門委員会)

第12条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第14条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成25年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。